R5 気象警報に伴う授業時間等の変更について 【短縮時程の場合】

- I 朝6:00 の時点で警報※が解除になっている場合
 - →平常通りの短縮時程(8:30 SHRより開始)

解除になっていない場合→自宅待機

- **朝8:00** の時点で<u>警報※</u>が解除になっている場合
 - →10:10 SHRより開始

10:20より午前中に3,4限目を行い、午後に5,6,(7)限目を行う。昼食を準備して登校する。

解除になっていない場合→自宅待機

- **Ⅲ 朝10:00** の時点で<u>警報※</u>が解除になっている場合
 - →12:30 SHRより開始

12:40より5,6,(7)限目を行う。

解除になっていない場合→1日自宅学習とする。

〈注意〉

- ① 警報※とは、気象庁から品川区・大田区・港区のいずれかに出されたに出された台風接近に伴う大雨・暴風警報および津波警報と大雪警報を指す。(洪水、波浪警報は除く。また、注意報は対象としない。)
- ②登校の際は、生徒は安全に気をつけること。